

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	(定義)
2	第一 条 〔略〕	改 正 前	(定義)
「一～十二 略」	この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	「一～十二 同上」	十三 第五世代移動通信アクセサーサービス 携帯電話・P HSアクセサーサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三で定める条件に適合する無線設備（ローカル5 Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。））をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。
「十三の二～十八 略」	十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、P HS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル5 Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信サービスであつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。	「十三の二～十八 同上」	十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話・P HSアクセサーサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5 Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。））をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。
「二十一～二十五 略」	備考 表中の「」の記載は注記である。	「二十一～二十五 同上」	十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話・P HS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル5 Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。

この省令は、
附 則
公布の日から施行する。